

学位論文の評価基準

1 学位の種類

修士

2 審査体制

- (1) 学位の審査は、主となる審査委員（以下「主査」という。）と副となる審査委員（以下「副査」という。）で行う。
- (2) 主査は指導教授とし、副査は薬学研究科の教授、准教授及び講師のうちから、学長が2名以上を選出する。
- (3) 学長は、研究科委員会が特に必要と認めた場合には、他の国内外の大学院若しくは研究所等の教育職員等を、審査委員に加えることができる。

3 評価項目

- (1) 研究の目的、方法
- (2) 問題設定とその解決方法
- (3) データの取得及びその評価方法
- (4) 論文の内容
- (5) 学位論文発表会での発表及び質疑応答

4 評価基準

修士学位論文の審査に当たっては、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。

- (1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- (2) 創薬科学、生命科学及び環境科学分野からのニーズに応えられる新規性のある研究であり、高い問題発見・解決能力を身につけていること
- (3) 問題設定とその解決方法が適切であること
- (4) データの取得等に当たって、研究倫理が十分に遵守されていること
- (5) 論文の内容に論理的な一貫性があり、論文としての体裁が整っていること
- (6) 学位論文発表会での発表内容及び質疑応答が論理的に明確に行われていること

学位論文の評価基準

1 学位の種類

博士

2 審査体制

- (1) 審査は主となる審査委員（以下「主査」という。）と副となる審査委員（以下「副査」という。）で行う。
- (2) 審査委員は、薬学研究科の教授（ただし、指導教授は除く。）、准教授及び講師のうちから、3名を学長が選出する。ただし、審査委員には必ず1名以上教授を含むものとする。
- (3) 学長は、研究科委員会が特に必要と認めた場合には、他の国内外の大学院若しくは研究所等の教育職員等を、審査委員に加えることができる。
- (4) 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を行うものとする。

3 評価項目

- (1) 学位論文の基となる国際学術誌等に掲載された論文（以下「主論文」という。）
- (2) 研究の目的、方法
- (3) 問題設定とその解決方法
- (4) データの取得及びその評価方法
- (5) 論文の内容
- (6) 学位論文発表会での発表及び質疑応答

4 評価基準

博士学位論文の審査に当たっては、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価し、可否を決定する。

(1) 薬科学専攻

- ア 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- イ 主論文は審査を有する国際学術誌等に原著として掲載され、独創性が十分認められること
- ウ 創薬科学、生命科学及び環境科学分野からのニーズに応えられる新規性・独創性のある研究であり、当該分野の発展に貢献する学術的価値が認められること
- エ データの取得等に当たって、研究倫理が十分に遵守されていること
- オ 論文の内容に論理的な一貫性があり、論文としての体裁が整っていること
- カ 学位論文発表会での発表内容及び質疑応答が論理的に明確に行われていること
- キ 自立して研究活動を遂行するために必要な高度な研究能力を十分に有していること

(2) 薬学専攻

- ア 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること
- イ 主論文は審査を有する国際学術誌等に原著として掲載され、独創性が十分認められること

- ウ 基礎薬学及び医療薬学、臨床薬学分野からのニーズに応えられる新規性・独創性のある研究であり、当該分野の発展に貢献する学術的価値が認められること
- エ データの取得等に当たって、研究倫理が十分に遵守されていること
- オ 論文の内容に論理的な一貫性があり、論文としての体裁が整っていること
- カ 学位論文発表会での発表内容及び質疑応答が論理的に明確に行われていること
- キ 自立して研究活動を遂行するために必要な高度な研究能力を十分に有していること